

協議会規程第21号

任期付校長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、校長・教頭・指導主事選考規程第8条第2項の規定に基づき、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の校長を、任期付職員として採用する場合における選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 任期付校長選考（以下「選考」という。）の対象者は、次項に定める資格を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施する公募に応募した者
- (2) 関係市町において地方公務員法第3条第2項に規定する一般職である管理職（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。）としての経験を有する者であって、選考を実施する年度の3月末日における年齢（以下「年度末年齢」という。）が59歳以上である者のうちから採用を予定する関係市町の教育長の推薦を受けた者
- (3) 関係市町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の校長職（以下、「校長職」という。）としての経験を有する者であって、原則として年度末年齢が59歳以上である者（選考を実施する年度の4月1日において校長職である者を除く。）のうちから、採用を予定する関係市町の教育長の推薦を受けた者

2 選考における受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされている準禁治産者に該当しない者。
- (4) 民間企業、行政機関、研究・教育機関等において、管理職としての経験を有する者又はこれと同等以上の経験を有する者であって、年度末年齢が35歳以上62歳以下である者
- (5) 原則として、採用を予定する関係市町の教育委員会が定める期間のすべてにおいて研修の受講が可能である者

3 採用予定数は、関係市町の教育委員会があらかじめ定める。

(採用形態)

第3条 任期付校長は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく一般職の任期付職員とする。

(任用期間)

第4条 任期付校長の任用期間は原則として3年とする。ただし、法及びこれに基づく関係市町の条例等に基づき、その期間を更新することを妨げない。

(選考委員会)

第5条 大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）に、任期付校長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、採用を予定する関係市町の数に応じて設置し、それぞれの委員会の委員長及び委員については、別に定める。

3 委員会は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第6条 選考は次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 一次選考 書類選考、筆答試験及び面接試験

(2) 二次選考 面接試験

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号及び第3号に該当する者については、試験の一部を免除することができる。

(合否の決定)

第7条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、協議会の会長（以下「会長」という。）が専決する。

2 前項の専決による合格者は、校長の候補者となる。

(候補者名簿への登載)

第8条 会長は、前条第1項の専決後すみやかに候補者を校長・教頭・指導主事選考規程第7条第1項に規定する校長候補者名簿に登載する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月24日から施行する。